

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）として次のとおり指定しました。

平成三十年四月十三日

奈良県知事 荒井正吾

薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
いかるが中央薬局	大和郡山市小泉町東三―六―二二	平成三十年 四月一日
いかるが薬局新庄店	葛城市新庄一二二―二	平成三十年 四月一日
アート薬局	生駒郡斑鳩町興留四丁目一〇―一六 野口ビル一階	平成三十年 四月一日
薬局いかるが調剤	生駒郡斑鳩町興留七丁目二―二一	平成三十年 四月一日